

クラブ 規 約

第1章 総則

(名称・所在)

第一条 本クラブは「昭和ふらっとスポーツクラブ」と称し、昭和小学校内クラブハウスに事務局をおく。

(目的)

第二条 本クラブは、スポーツ活動等を通してスポーツを楽しみながら、健康体力の維持・向上、青少年健全育成、地域コミュニティの実現に資すると共に、地域スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本クラブは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動の実施
- (2) 年間計画に基づくイベント、体験教室の開催
- (3) 会員親睦のための行事
- (4) 地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に関する援助
- (5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(入会資格)

第四条 本クラブは原則として昭和地区に在住し、クラブの目的に賛同するもの、かつ本会の定める諸規定を遵守する者をもって構成する。
但し、市内他地区在住者、在勤者の入会もこれを拒まない。

(クラブの構成)

第五条 本クラブは次の者を持って構成する。

- (1) 家族会員、個人会員及び登録協力者
- (2) 運営委員会において承認された個人及び団体

(入会、退会手続き)

第六条 本クラブに入会を希望する者は所定の手続きに従い申し込む。また、入会后入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合や、退会の申し出は速やかに届け出なければならない。

(会費)

第七条 会費とは次のものをいう。

- (1) 入会金
- (2) 年会費

(会費の納入)

第八条 会員は本クラブが附則別表に定める会費を納入するものとする。

(会費の不返還)

第九条 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第十条 本クラブに次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|-----|------------|
| (1) 会長 | 1名 | | |
| (2) 副会長 | 3名 | 改正前 | (2) 副会長 1名 |
| (3) 理事 | 若干名 | | |
| (4) 会計 | 2名 | | |
| (5) 監事 | 2名 | | |

(役員を選出)

第十一条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事、および会計は総会において会員の中から選任する。
- (2) 監事は、会員の中から会長が指名し、総会にて承認を得る。ただし、監事は他の役員を兼務することはできない。

(役員任期)

第十二条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
また、補欠による役員任期は前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第十三条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行するとともに、事業を分担し第十八条の部会を担当する。
- (3) 理事は、運営委員会を組織し、会務を執行するとともに、事業を分担し第十八条部会を統括する。
- (4) 会計は本クラブの会計事務にあたる。
- (5) 監事は本クラブの業務の執行の状況及び財産の状況を監査し、必要に応じ監査報告を行う。

(事務局)

第十四条 本クラブに、クラブの事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の担当者を置く。
- 3 事務局長およびその他の担当者は、会長が任命する。

(顧問)

第十五条 本クラブに顧問を置くことができる。

- 2 会長は、会員の中から、総会の了承を得て、顧問を委嘱することができる。
- 3 顧問は、本クラブの運営に関する重要な事項について、会長の求めに応じ助言するとともに、総会及び運営委員会等において、意見を述べるることができる。
- 4 第十二条の規定は、顧問においても準用する。

第4章 会議

(総会)

第十六条 総会は、原則として、会長が招集し通常年1回開催する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の事項について審議し、決議または承認する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員改選
 - (4) 規約、細則その他業務上必要な諸規定の制定、改廃
 - (5) その他必要と認める事項
- 3 総会は18歳以上の会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決するところによる。
- 4 総会の議長は、会長もしくは会長の指名するものがこれにあたる。

(運営委員会)

第十七条 運営委員会は、定例会とし、また会長が必要と認めたときに開催できる。

- 2 運営委員会は、次の事項について審議し決定する。
 - (1) 会長より諮問された事項
 - (2) その他クラブ運営に関する事項
- 3 運営委員会は、会長、副会長、理事、会計、事務局長を持って構成する。
- 4 運営委員会は委員の過半数の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数を持って決する。可否同数のときは議長が決するところによる。

5 顧問は会長の求めに応じ運営委員会に出席して、意見を述べることができる。

(部会)

第十八条 本クラブに次の部会を設置し、各部部长がそれぞれの部会を招集し、議長となる。

- (1) 総務部会 : 会務全体の計画立案および運営全体の総括
 - (2) 指導者部会 : 定例活動の運営、指導者の登録、各種スポーツ教室等の開催、その他事業に係る事項
 - (3) 広報部会 : クラブの広報、スタッフ及び会員募集等の広報活動
- 2 各部会は本クラブのそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。
 - 3 各部会は部部长1名、副部部长若干名及び部員若干名を持って構成する。
 - 4 各部部长及び副部部长は担当理事がこれにあたる。部員は、部部长がこれを選任する。
 - 5 部部长は、部会を統括し、その協議内容を運営委員会に報告する。
 - 6 副部部长は部部长を補佐し、部部长に事故ある時はその職務を代行する。

第5章 スポーツリーダー

(スポーツリーダーの登録)

第十九条 本クラブにスポーツリーダーを登録することができる。スポーツリーダーは、運営委員の承認を経て、会長が委嘱する。

- 2 スポーツリーダーは、本クラブの求めに応じてスポーツの実技指導等にあたる。

第6章 会計

(資金)

第二十条 本クラブの資金は以下のものとする

- (1) 会費
- (2) 受講料、事業等の収入
- (3) 国、県、市等からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他(雑収入)

(会計年度)

第二十一条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第二十二条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理規定並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違背して盗難、傷害等の事故が起こっても、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第二十三条 会員は、クラブ所定のスポーツ保険に加入しなければならない。本クラブはその活動中の傷害については該当保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、運営委員会において承認された個人及び団体の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故について本クラブは一切の責任を負わない。

第8章 細則

(細則)

第二十四条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の決議によって定め、総会にて承認を得る。

(規約の改正)

第二十五条 本規約は、総会の決議によって随時改正することができる。

附則

1. 本規約は、平成19年7月14日より施行する。
平成21年5月9日、一部改正
平成25年5月25日、一部改正
平成29年5月20日、一部改正
2. クラブ設立当初の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、クラブ設立時から翌年3月31日までとする。

別表 (第八条関係)

第1 入会金・会費 会員の入会金・年会費は、次に定めるところによる。

区 分	18歳以下または 60歳以上の会員	19歳以上59歳以下 の個人会員	家族会員
入会金	500円	500円	1,000円
年会費	1,000円	1,500円	2,000円
(備考) ・家族会員に入会する場合は、年会費は1家族何名であっても一律2,000円とする。 ただし、同居家族に限る。			

第2 納入時期

- ・入会金は、新規クラブ加入登録時に納入するものとする。
- ・年会費は、新規クラブ加入登録時、並びに年度更新登録時に納入するものとする。

第3 スポーツ保険

- ・会員は入会時並びに更新登録時にクラブ所定のスポーツ保険に加入し、規定の保険料を納入するものとする。
- ・クラブ所定のスポーツ保険は運営委員会で決定する。